

第 4 章 整備基本計画

第 1 節 整備の理念及び整備の基本方針

1 整備の理念

整備の理念については、『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』にて設定済みであり、ここに再掲する。

東海道最大の難所 大井川の川越遺跡を守り継ぎ
そこに住む人にも訪れる人にも心地良い史跡のまちづくり

- (1) 江戸時代、東海道最大の難所として知られた大井川の川越しを物語る遺跡を顕在化していく。・・・①
- (2) 川越遺跡の魅力である切妻屋根の歴史的な家並みを活かし、今も人々が暮らす遺跡として持続可能なまちづくりを進め守り継いでいく。・・・①
- (3) 遺跡の積極的な幅広い活用を検討し、人に優しい史跡のまちづくりを図る。・・・②
- (4) 島田宿大井川川越遺跡の文化財としての史跡の価値を深化させ、整備・活用を行うとともに、文化的観光地化を図る。・・・③

【史跡整備の 3 つの柱】

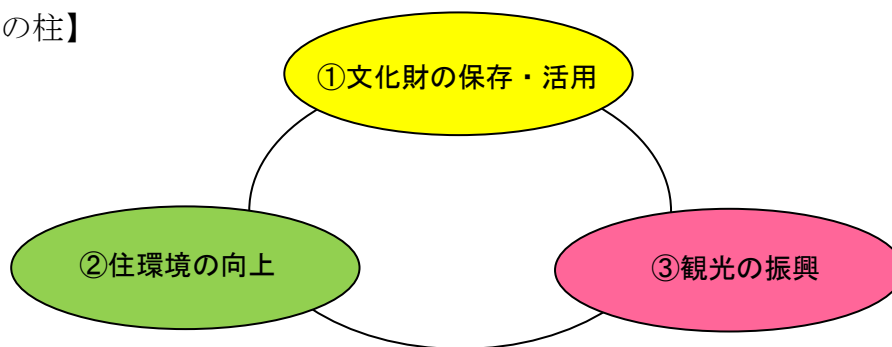


図13 整備の理念図

2 整備の基本方針

上記の整備の理念を具体化するための整備の基本方針を以下に示す。

『文化財としての保存を前提とし、観光・くらしの場として地域振興に積極的に活用していくための持続可能な整備・活用を目指す。』

- (1) 遺構の保存・整備
川会所や立合宿など史跡の価値を保存・顕現するため復元整備を行い、次世代へと確実に継承する。また、文化的観光資源・市民協働の場として活用していくため、展示整備や体験施設化を行う。
- (2) 植栽・修景整備
史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る。また、遺跡の入り口にふさわしい修景・サイン整備を進める。
- (3) 周辺環境の保全およびネットワーク整備
地域住民の理解と協力を得ながら周辺環境の保全に努めるとともに、史跡の価値のさらなる向上と来訪者を円滑に誘導・理解増進、他の名所や集客施設とのネットワークが容易になるよう整備を進める。
- (4) 調査・研究の推進
川越しに関する資料の調査研究を行うとともに、川越遺跡の確認・解明や川越遺跡に対する理解を増進するため発掘調査を実施する。
- (5) 文化的資源の公開・活用
見学するだけの遺跡ではなく、学び・楽しみ・体感できる体験型の遺跡として、何度も訪れてもらえるよう事業を企画検討し、公開・活用の事業を展開していく。

第 2 節 全体計画及び地区区分計画

1 地区区分 (ゾーン区分)

川越遺跡の地区区分についても、『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』にて設定済みであり、ここに再掲する。なお、設定に当たっては、整備・活用の条件や所有状況、現状変更の取り扱い等により、次の 3 つのゾーンを設定している。

- (1) 史跡指定地ゾーン：史跡の構成要素で所有状況等により整備・活用条件に差がある。
- (2) 保護対象範囲ゾーン：史跡指定地と一体として遺構や景観を保護することを目的に、埋蔵文化財の周知の遺跡と同様な取り扱いを行う。
- (3) 史跡周辺ゾーン：「史跡指定地ゾーン」および「保護対象範囲ゾーン」の周辺の河原町町内と大井川河川敷

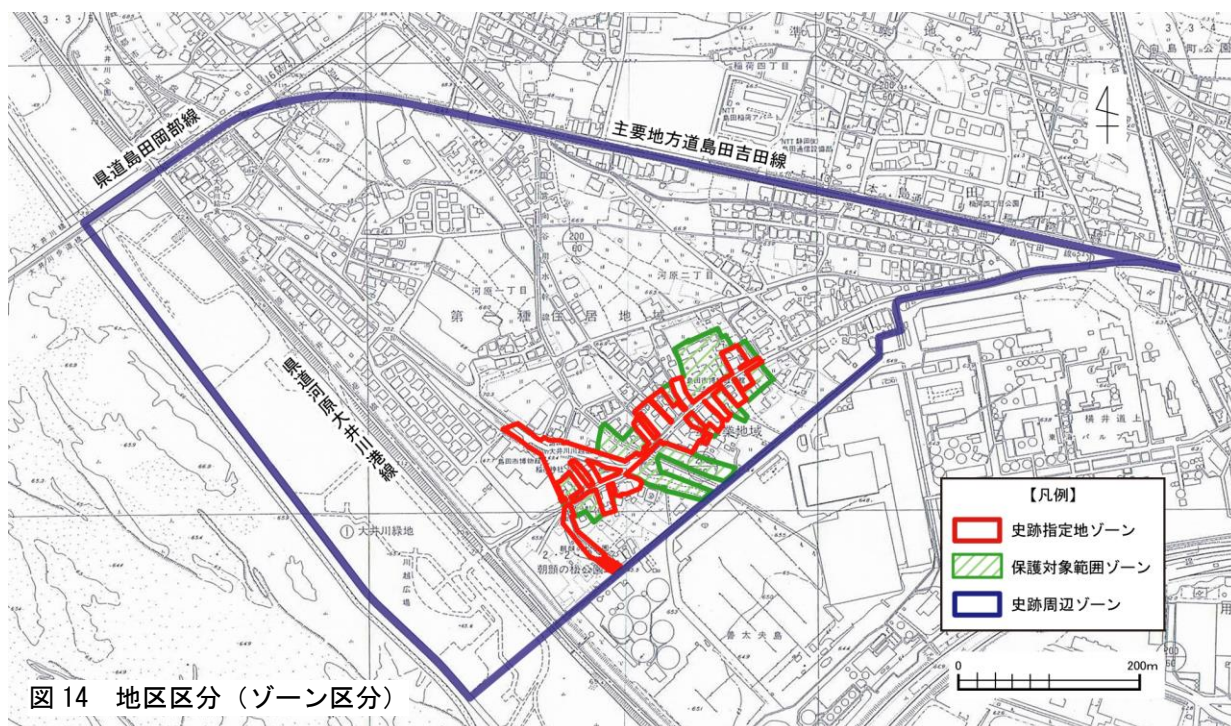


図 14 地区区分 (ゾーン区分)

2 ゾーン別の保存整備方針

ゾーン別の保存活用および整備方針を以下に示す。

(1) 史跡指定地ゾーン

今後、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら、各種調査の結果を踏まえた保存、整備を図っていく地域である。家屋の復元、背面住宅の修景、遺跡を活用したイベント等を行う。

(2) 保護対象範囲ゾーン

史跡指定地と一体として保護していく地域である。現況や文化財的な価値、今後の利活用等を十分検討し、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら整備を行う。

(3) 史跡周辺ゾーン

島田市博物館本館や朝顔の松公園、大井川河川敷など周辺地域も含め一体的に保全と整備を行う。

3 整備の重点事業 (案)

川越街道を一体的に、始点から終点まで、内容が理解できるよう重点的に整備を行うものは、以下のとおりである。

(1) 遺構の保存・整備

- ・川会所の移築復元整備、立合宿の復元整備、札場および仲間の宿の体験施設整備

(2) 修景・案内解説

- ・川越街道の始点および終点部分の修景・サイン整備

(3) 公開・活用

- ・東海道・川越し・歴史的景観を活用した地域振興 (イベント・体験講座等)

| | | (1) 史跡指定地ゾーン | | | (2) 保護対象範囲ゾーン (指定地を含まない) | | | (3) 史跡周辺ゾーン | | | |
|--------------------------------|--|---|--|---------------|-----------------------------|-------------------------------|---|--------------------------|----------------------------|-----------------|-----|
| | | 市有地 | | 民有地 | 市有地 | | 民有地 | 市有地 | | 国・県有地 | 民有地 |
| | | 教育財産 | その他 | | 教育財産 | その他 | | 教育財産 | その他 | | |
| 場所 | 二番宿西、三番宿、七番宿跡、十番宿、川会所跡、札場、立合宿、仲間の宿、酒屋跡 | 島田大堤(北)、善太夫嶋堤(せぎ跡) | 稻荷神社、一番宿跡、二番宿、五番宿跡、六番宿、九番宿跡、和泉屋、橋本屋跡、荷縄屋、そば屋跡、口取宿跡 | 川会所(建物)、博物館分館 | 島田大堤(指定地南)、川越茶屋 | 個人住宅、空き地、水田 | 博物館本館 | 島田大堤(指定地北)、朝顔の松公園、市道、水路等 | 大井川河川敷、県道河原・大井川港線、県道島田・吉田線 | 個人住宅、工場、空き地、田畑等 | |
| ① 遺構の 保存整備 | ア 川会所の移築と展示整備 イ 立合宿の復元整備(展示・体験施設化検討) ウ 札場・仲間の宿等の体験施設整備 | | | ア 川会所建物の移築 | | | ア 塚本家住宅の保存・活用の検討 イ 関川庵・常唱堂・あさがお堂・文学碑等の保全 | | | | |
| ② 植栽・修 景整備 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ア 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景(ファサード修景の整備)(共通事項) イ 景観保護および整備のための基準と補助事業の活用促進(共通事項) </div> | | | | | | | | | | |
| 周辺環境の 保全および ネットワー ク整備 | ③ 基盤 整備 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ア 道路・駐車場整備の検討(共通事項) </div> | | | ウ 水田の体験学習による活用検討 | | | ウ 入口にふさわしいサイン整備 | | | |
| | ④ 施設 整備 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ア 説明板の新設や既存看板の改修、案内看板の設置(共通事項) </div> | | | | | | | | | |
| | | イ 車輛の通行規制の検討 ウ 側溝落下防止の対策 | | | | イ 島田市博物館分館(旧桜井家住宅)の国の文化財登録を検討 | イ 博物館本館常設展示のリニューアル等を検討 ウ 案内標示板等の設置 | | | | |

第 3 節 遺構保存に関する計画

■番宿等の現状と復元

昭和41年、国の史跡指定を受けた20箇所の位置と現在そこに建つ建物（住居）の現状は、次の表のとおりである。既に復元されたものを除けば殆どが、改築・建て替えを経験しているが、地割はほぼ完全に保存されている（なお、四番宿、八番宿の跡地は現在のところ不明）。

45年仲間の宿、47年二番宿、48年三番宿、49年札幌、55年六番宿、57年十番宿と既に6軒の建物が復元されており、現在、立合宿の復元が予定されている。

しかし、二番宿、三番宿、札幌の所有者がそのまま居住しての復元であった（ただし、二番宿は借地）のに対し、仲間の宿は敷地内裏側へ新築しての、また、六番宿は所有者が既に町内他所へ新築していたため、貸家の復元である。一方、十番宿、立合宿の場合には、買取り（立合宿では、市内他町に現存する建物も含めて）による空き家の復元となっており、復元手法は様ではない。

加えて、史跡指定後、建替え・新築されたものも3軒あり、今後の復元計画に対して一貫性を期待する声も強い。

史跡指定を受けた敷地上にある建物を増・改築、新築する場合には、現状変更申請に対する文化庁の許可を要するが、現状変更の最も極端な例である復元と新築に対して一貫した姿勢への所有者の期待は、そろそろ建て替えの時期に来ている建物が多いこともあり、ある意味で当然と言えよう。

（例えば、昭和46年11月9月の島田新聞には、「史跡指定で苦悶の住民」と題して、仲間の宿復元と九番宿建替え新築に対する投書が採り上げられている。）

居住者としての所有者を犠牲にしての復元ではなく、増・改築をも含めた居住環境整備につながる復元手法が考慮されねばならない。

表 6 番宿等の保存状況

| No | 名称 | 保存状況 | 備考 |
|----|------|---------------------------------|---|
| 1 | 川会所 | 昭和44年度解体復元修理完了 | |
| 2 | せぎ跡 | 昭和51年度環境整備完了 | |
| 3 | 川会所跡 | — | 現在は解体して更地 |
| 4 | 札幌 | 昭和49年度解体復元修理完了 昭和59年度土地家屋買上げ | 復元後、見学者に開放。機織り体験学習を実施 |
| 5 | 立合宿 | 復元予定 | 買取り、取壊し済（居住者は町内に新築） 市内他町に保存度良好の建物が現存 |
| 6 | 仲間の宿 | 昭和45年度解体復元修理完了 | 復元時、裏側に新築 |
| 7 | 一番宿 | — | 現状駐車場 |
| 8 | 二番宿 | 昭和47年度解体復元修理完了 | |
| 9 | 三番宿 | 昭和48年度解体復元修理完了 平成2年度土地家屋買上げ | 見学者へ開放 |
| 10 | 五番宿 | 昭和53年新築 | 新築、付属屋は古いものを利用 |
| 11 | 六番宿 | 昭和55年復元 | 復元後も住宅として利用 |
| 12 | 七番宿 | 昭和2年建築 | 下屋、土間改築、裏側へ増築 |
| 13 | 九番宿 | 昭和46年新築 | 新築 |
| 14 | 十番宿 | 昭和57年復元 | 買取り、解体復元、居住者は町内に新築 |
| 15 | 荷縄屋 | 昭和初期建築 | 古い形式・外観をある程度継承している |
| 16 | 酒屋 | 昭和62年度土地買上げ | 〃 |
| 17 | そば屋 | 新築 | 〃 |
| 18 | 口取屋 | 大正建築 | 〃 |
| 19 | 和泉屋 | 数回改築のみ | 旧来の佇まいに近い形で再築 |
| 20 | 橋本屋 | 昭和47年建築 | 51年不動産屋を通して売買成立 |

■史跡指定地ゾーン

1 川会所建物の移築と展示整備

(1) 建物の沿革

川会所は川越し場に設置された事務役所で、旅人が川を渡る際に川越人足に渡し賃代わりに支払う川札を旅人に売ったほか、その日の川の水深から川札の値段を決めたり、川留めや川明けを決めたりした場所である。

川会所の建物は『東海道分間延絵図』に萱葺き屋根の建物として描かれ、文政 2 年 (1819) の『宿方明細帳』に桁行 6 間半、梁行 4 間であったことが記されている。

また、安政の大地震 (1854) で川会所が倒壊し、安政 3 年 (1856) に再建されたことが柱に墨書されており、このとき瓦葺きになったと考えられる。

川越制度廃止後の明治 3 年 (1870) に柳町に移築された際は桁行 8 間半、梁行 6 間に造り変えられ、さらに明治 19 年に市内六合村に移築された。

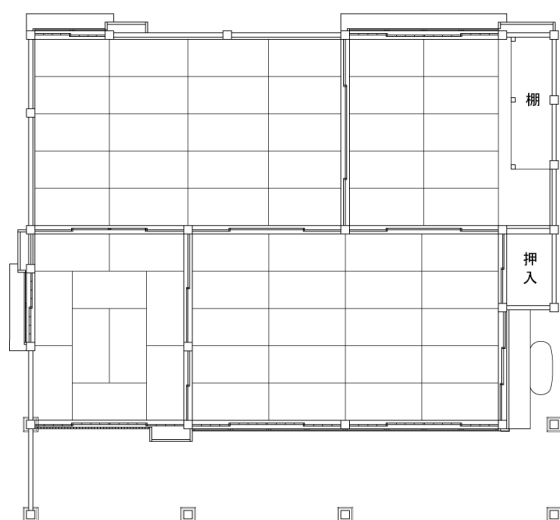
その後、昭和 7 年 (1932) に再び市内稲荷町の大井川公園内に移築され、展覧場「済河館」として使用された。

終戦後は大陸からの引揚者の待機所として利用されたが、川越しを物語る貴重な建物として保存運動が起こり、史跡指定により昭和 46 年に現在地に移築復元した。

(2) 建物の概要

表 7 建物の概要

| | |
|-----|--------------------------|
| 構造 | 木造 平屋建 |
| 寸法 | 桁行6間×梁行5間 |
| 間取り | 10畳(2)、20畳(2) 注：カッコ内は部屋数 |
| 屋根 | 切妻、棧瓦葺き |
| 外壁 | 漆喰 |
| 建具 | 引戸 |
| 整備年 | 昭和46年(1971) |
| 所有 | 市 |



(3) 保存・整備計画 川会所平面及び立面図

川会所の建物がかつて建物があった川会所跡へ移築保存し、町並みの連続性を高めるとともに、ガイダンス施設として展示整備を行う。

なお、遺構を保存するための必要厚の保護盛土や、川会所建築物の原位置への移築については、引き続き、復元整備のための根拠資料を収集し、今後の発掘調査結果を踏まえ検討する。また、耐震診断を行い、見学者等の安全確保のための耐震補強を順次実施する。

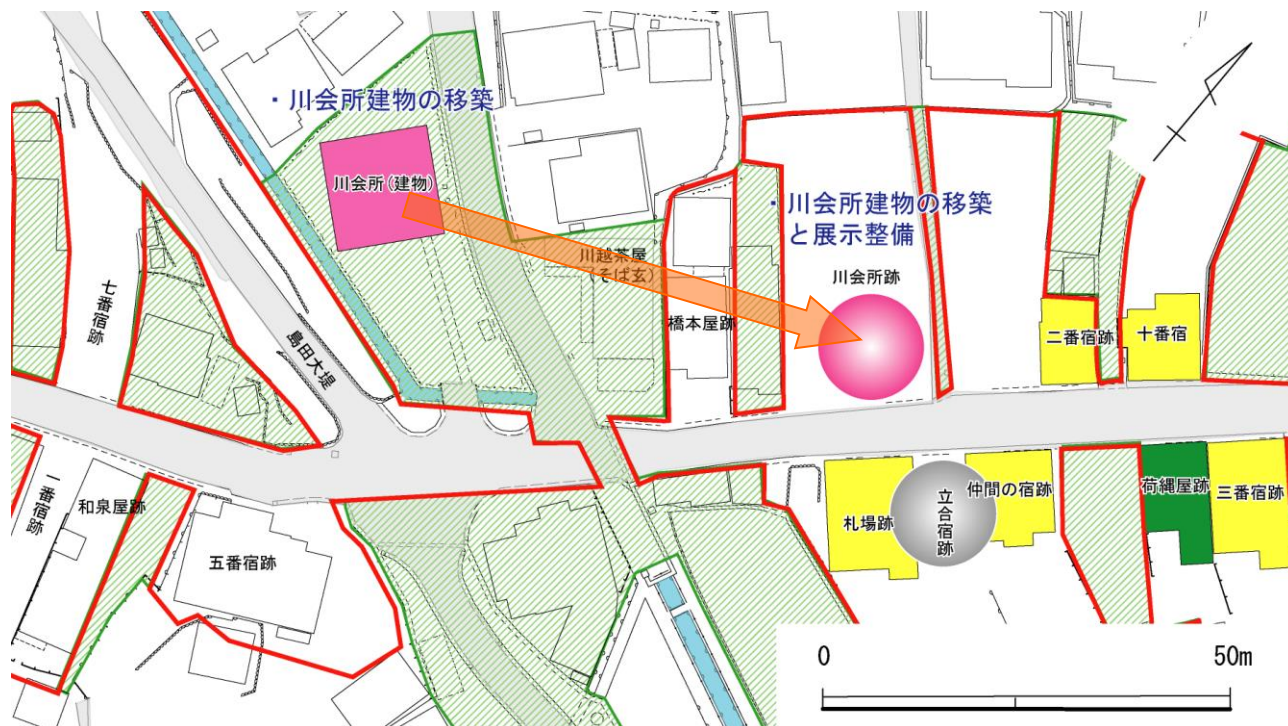


図16 移築前と移築後の位置図

(4) 活用計画

表 8 活用の現状と計画

| | 現状 | 計画 |
|-------|---------------------------|--|
| 体験・参加 | ・イベント時に活用 | ・現状の体験・参加機能の強化 |
| 展示 | ・連台越し、川役人の人形を展示し、川越し業務を説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、連台越し、川役人の人形を展示し、川越し業務の説明を実施 ・川会所がかつてあった同じ位置に移築したため、その説明を展示 ・発掘調査の結果が一部見れるよう展示を検討 ・説明システム（人感センサー：音声ガイド）の導入検討 ・屋内見学のため、人感センサーによって点灯する照明の設置を検討。なお、点灯する照明については、行燈型<small>あんどん</small>を検討 ・防犯警備システムの導入 |
| 休憩 | ・縁台、パンフレットを設置 | ・引き続き、縁台、パンフレットを設置 |

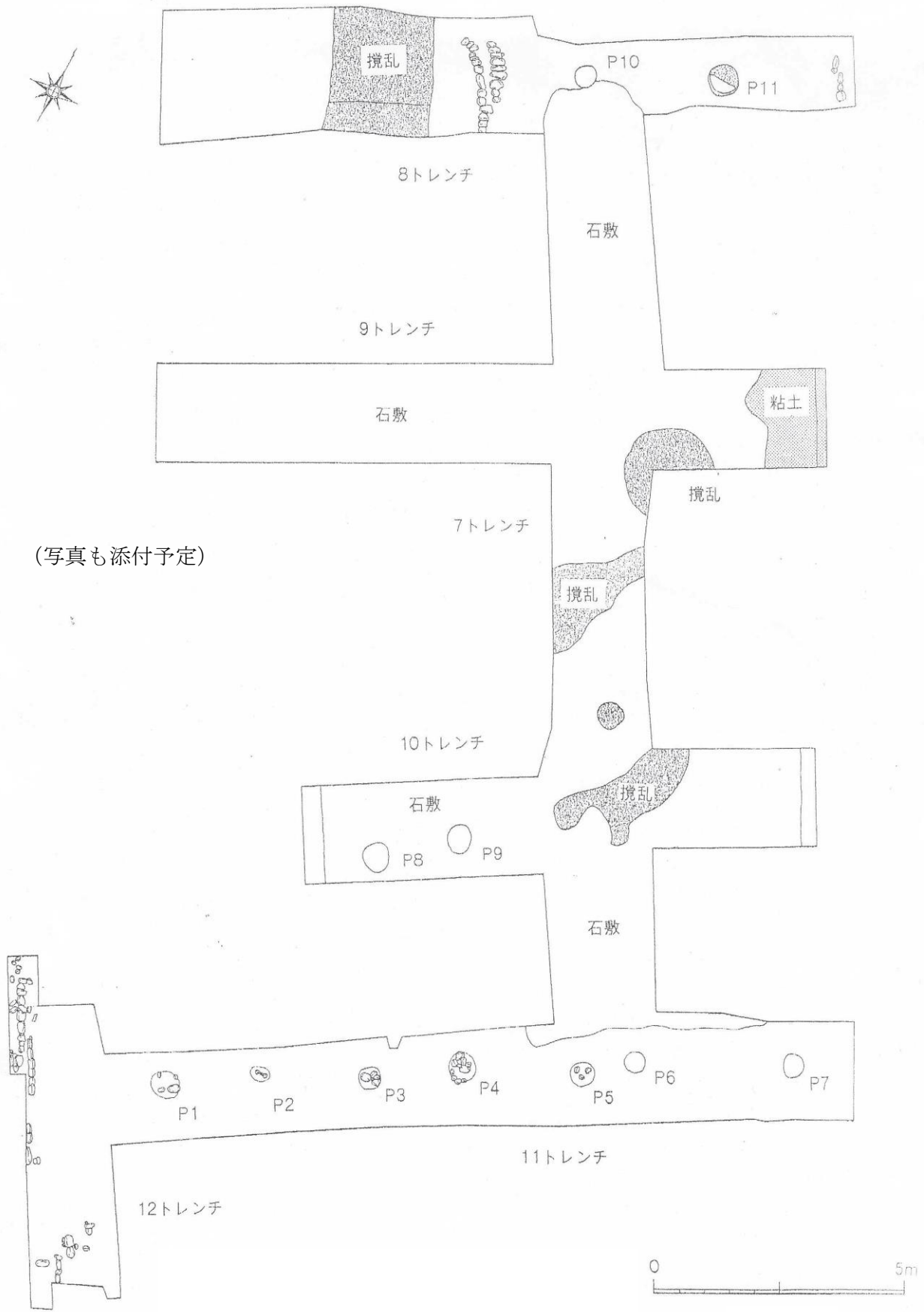


図17 川会所跡 発掘調査遺構図

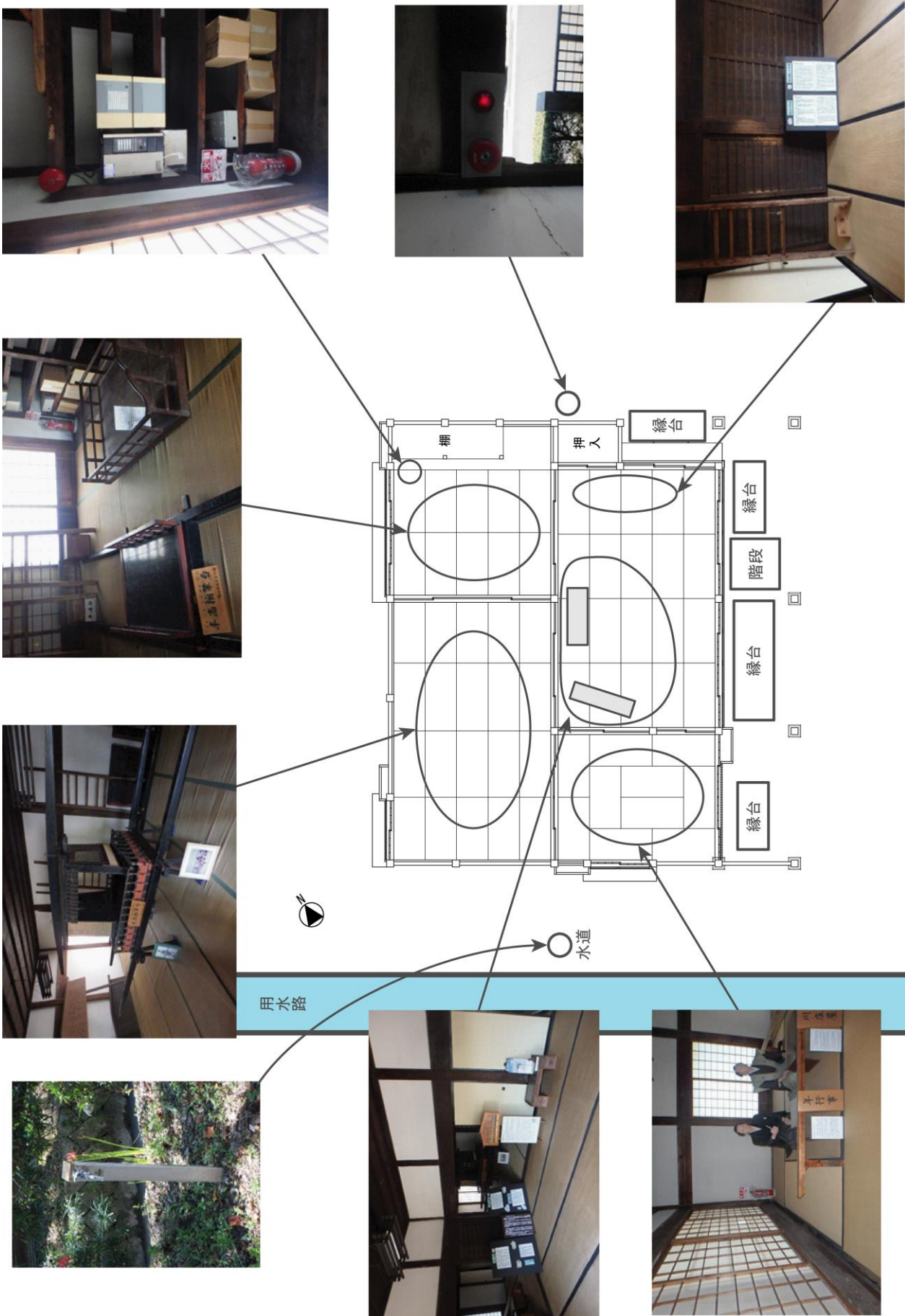


図18 展示現状図 (川会所)

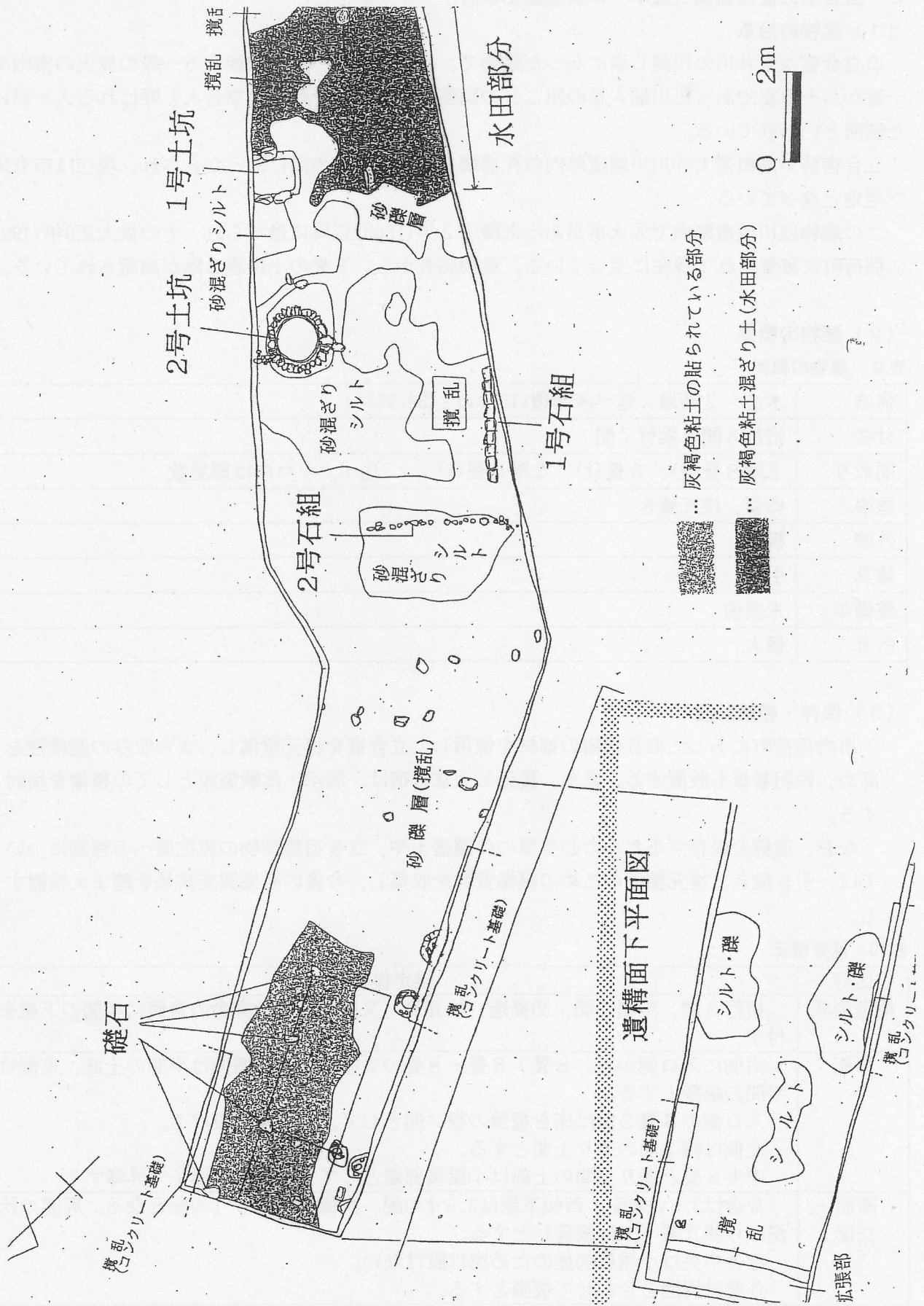


図19 立合宿跡 発掘調査遺構図